

お知らせ

平成28年度

検査員及び整備主任者等定期研修の実施案内

— 本年も検査員・整備主任者は合同で実施 —

標記について鹿児島運輸支局長より指定自動車整備事業規則第14条及び、道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第6号に基づく定期研修を実施する旨通知がありましたので、もれなく受講されますようお知らせ致します。

記

1. 日時及び場所

開催地	日時	会場	所在地
喜入	10月17日(月) 13:30～16:30	マリンピア喜入 「道の駅 喜入」	鹿児島市喜入町
☆ 加世田	10月27日(木) 13:30～16:30	金峰文化センター(大ホール)	南さつま市金峰
鹿児島 (一次)	11月7日(月) 9:00～12:00	鹿児島市民文化ホール (第2ホール 午前)	鹿児島市与次郎
鹿児島 (二次)	11月7日(月) 13:30～16:30	鹿児島市民文化ホール (第2ホール 午後)	鹿児島市与次郎
鹿屋 (鹿屋地区)	11月10日(木) 13:30～16:30	南九州自動車整備協同組合	鹿屋市西原
鹿屋 (鹿屋地区)	11月11日(金) 9:00～12:00	南九州自動車整備協同組合	鹿屋市西原
鹿屋 (垂水・肝属地区)	11月11日(金) 13:30～16:30	南九州自動車整備協同組合	鹿屋市西原
沖永良部	11月16日(水) 14:30～17:30	沖永良部島漁業協同組合 研修センター	大島郡和泊町
大島本島	11月18日(金) 9:00～12:00	奄美大島自動車整備振興会	名瀬市和光町
種子島	11月22日(火) 8:30～11:30	種子島産業会館	西之表市
曾於	11月24日(木) 13:30～16:30	大隅文化会館	曾於市
※ 始良 (一次)	12月5日(月) 9:00～12:00	始良市文化会館 (午前) 加音ホール(小ホール)	始良市加治木町木田
※ 始良 (二次)	12月5日(月) 13:30～16:30	始良市文化会館 (午後) 加音ホール(小ホール)	始良市加治木町木田
出水	12月12日(月) 13:30～16:30	出水市中央公民館 音楽ホール	出水市文化町
川内 (一次)	12月14日(水) 9:00～12:00	薩摩川内市 国際交流センター (午前)	薩摩川内市天辰町
川内 (二次)	12月14日(水) 13:30～16:30	薩摩川内市 国際交流センター (午後)	薩摩川内市天辰町
鹿児島 (三次)	12月19日(月) 9:00～12:00	鹿児島市民文化ホール (第2ホール 午前)	鹿児島市与次郎
鹿児島 (四次)	12月19日(月) 13:30～16:30	鹿児島市民文化ホール (第2ホール 午後)	鹿児島市与次郎

☆今年度も研修日程時の会場空き状況の関係により、金峰文化センターでの開催になりました。

来年度より、持ち回りでの開催等も検討しておりますのでご了承ください。

※今年度より、午前・午後の2回開催に変更になりました。同一事業場より、複数名受講の場合、午前・午後に均等に割り振りしていただきますようよろしくお願いいたします。

お知らせ

検査員

1. 研修内容

- (1) 関係法令及び通達等について
- (2) 指定自動車整備事業の適正な運営について
- (3) 自動車検査員の業務について
- (4) 自動車の新機構について
- (5) その他

2. 研修対象者

- (1) 自動車検査員に選任されている者
(以下「選任検査員」という)。
- (2) 自動車検査員の有資格者で受講を希望する者。

3. 注意事項

- (1) 選任検査員であって本研修を受講しなかった者に対しては、適切な措置を講じるものとする。
- (2) 自動車検査員教習修了後3年を経過し、その間自動車検査員研修を受講していない者、または自動車検査員研修を受講後3

年を経過した者は、原則として自動車検査員に選任することができないものとする。

- (3) 研修欠席者に対する再研修は実施しない。
- (4) 受講申込書は当日必ず受付に提出してください。
- (5) 選任検査員で病気その他の事故により受講できない場合は医師の診断書または理由書を運輸支局長あてに提出してください。

4. 受講料

- (1) 事務手数料 1名当たり500円
- (2) 研修資料 受付にて購入するか、持参する。
 1. 自動車整備新技術(学科研修用) 900円
 2. 九州共通教材 600円
 3. 最近改正された法令通達集(整備事業編) 500円

整備主任者

1. 研修内容

- (1) 関係法令及び通達等について
- (2) 検査・整備関係業務について
- (3) 自動車の新機構について
- (4) その他

2. 研修対象者

整備主任者として選任されている者

3. 注意事項

- (1) 当該研修を受講しなかった整備主任者の事業場に対しては、後日、立ち入り検査等を実施する。
- (2) 研修欠席事業者に対する再研修は実施しない。
- (3) 受講申込書は当日必ず受付に提出してください。

(4) 研修はできるだけ地区制に従って、定められた会場で受講してください。

(5) 病気その他の事故により、いずれの会場でも受講出来ない場合は診断書または理由書を運輸支局長あてに提出してください。

4. 受講料

- (1) 事務手数料 1名当たり500円
- (2) 研修資料 受付にて購入するか、持参する。
 1. 自動車整備新技術(学科研修用) 900円
 2. 九州共通教材 600円
 3. 最近改正された法令通達集(整備事業編) 500円

お願い

☆ 本年度も検査員・整備主任者が合同(同じ日時、同じ会場)で実施される為、会場によっては定員オーバーする事も想定されますので、なるべく該当する地区へご出席いただきますようお願い致します。

☆ 整備管理者の受講免除は廃止となっておりますのでご了承ください。